

日本司法福祉学会第26回全国大会シンポジウム

2026年8月29日(土) 13:15～16:30

立正大学品川キャンパス 9号館 9B21 教室

(参加人数が多い場合は9B22教室でサテライト放送を予定)

繁華街に居場所を求める子ども・若者たちと司法福祉

1. 趣旨

「トー横」・「グリ下」・「警固界限」など、居場所を求めて子ども・若者たちが繁華街に集まる現象が全国に広がって久しい。こうした現象は、2020年前後から見られる。それも、こうした現象が見られるのは、必ずしも大都市だけではない。地方の中規模都市でも同様の現象が見られている。

各種の調査から、このように集まってきた子ども・若者たちには、様々な生きづらさを抱えた子ども・若者が多いことが分かっている。居場所を見つけて集まってくる背景に、被虐待経験や家庭の機能不全、貧困、障害などの存在が指摘されている。家庭にも学校にも居場所がないことから、子ども・若者たちが「孤独・孤立」を抱えながら、居場所を得ようとしているのである。そうした中で、「人とのつながり」を求めて、SNSやインターネット空間に、そしてSNSを通じて繁華街に居場所を求めている。そして、繁華街の「界限」が「第三の居場所」として、子ども・若者の安心感や自己有用感を満たしてくれてもいる。ただ、繁華街では、こうした子ども・若者たちが、被害・加害の両側面から犯罪に巻き込まれたり、オーバードーズ・自傷行為、自死など、子ども・若者の身体・生命の安全に関わる問題も生じたりしている。こうしたことの背景にある、子ども・若者たちが抱える生きづらさへのより根本的な対応、また、そうした生きづらさを生み出す社会構造の変容が急務とされている。

何らかの相談機関につながった子ども・若者たちについては、福祉的支援や法的な課題解決への助力が手立てとして考えられるかもしれない。ただ、司法にも福祉にも関わっていない「はざま」で苦しんでいる子ども・若者たちもいまだに多い。貧困の中で立ち行かなくなっている、福祉の支援内容や手続を十分に知らず、本人が福祉への支援も求めている場合も多々ある。また、非行や犯罪に関わっていなければ司法が直接関与する機会もないであろうし、多額の借金を背負わされているなどの状態でも、法律の知識が十分なく苦境に立たされ、場合によっては犯罪に加担せざるを得なくなるような状況も見られる。

本シンポジウムでは、繁華街に居場所を求める子ども・若者たちを排除するのではなく、マジョリティに包摂するのでもなく、それぞれの子ども・若者が自分らしく生きていけるために司法や福祉は何ができるのかを検討する。シンポジウムを通して参加者全員で考えていきたい。

そこで、本シンポジウムでは、シンポジストとして、東京都新宿区にある「トー横」の相談機関「きみまも@歌舞伎町」で福祉の観点から支援活動に携わっている社会福祉法人やまて福祉会理事の小田智雄氏及び「きみまも@歌舞伎町」事業責任者の中野加奈氏、法テラス東京法律事務所の常勤弁護士として「きみまも@歌舞伎町」で法律の観点から相談対応をしている鎗木信行氏、「トー横」に通う子ども・若者などをその居住地域（東京都葛飾区）で支援している NPO 法人ハーフタイム理事長の三枝功待氏、また福岡市中央区にある「警固公園」での「まちの保健室」を通じて支援活動を実施している筑紫女学園大学人間科学部准教授の大西良氏にご登壇いただく。それぞれ司法や福祉に関わる支援者の立場から現状と課題をお話いただくほか、大西氏からは社会福祉学（児童虐待・子どもの貧困など）の観点から今後の方向性等のご指摘もいただくことにしたい。さらに、指定討論者として、武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授の大岡由佳氏と神戸学院大学法学部教授の大貝葵氏からそれぞれの専門領域に基づいてご発言いただく予定である。

2. 登壇者

（1）シンポジスト

- ・小田 智雄 氏（社会福祉法人やまて福祉会 理事、社会福祉士、保護司）
／中野 加奈 氏（社会福祉法人やまて福祉会 「きみまも@歌舞伎町」 事業責任者、社会福祉士、精神保健福祉士）
- ・鎗木 信行 氏（法テラス東京法律事務所 常勤弁護士（第二東京弁護士会））
- ・三枝 功待 氏（NPO 法人ハーフタイム 理事長）
- ・大西 良 氏（筑紫女学園大学人間科学部人間科学科心理・社会福祉専攻 准教授）

（2）指定討論者

- ・大岡 由佳 氏（武庫川女子大学心理・社会福祉学部社会福祉学科 教授）
- ・大貝 葵 氏（神戸学院大学法学部法律学科 教授）

（3）コーディネーター

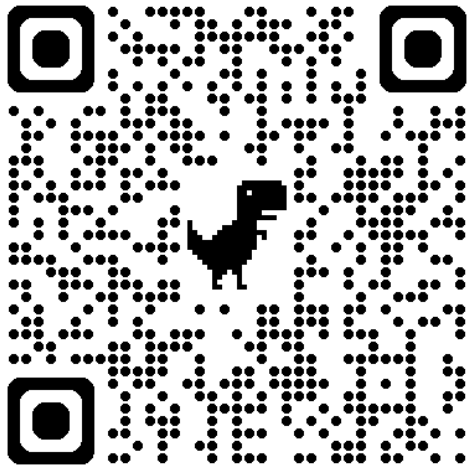
- ・小西 暁和 氏（早稲田大学法学学術院 教授）

3. 配布資料

URL:

https://drive.google.com/drive/folders/1CkpjXj_5YtAApI0-K4IgNDQSjZz9zXI0?usp=sharing

QR コード:



企画分科会

【午前の部】 8月30日（日） 9：30～12：00（150分）

会場	企画者	題 目
分科会1 9B11	大貝 葵	家庭裁判所における「環境の調整」についての検討 －家庭裁判所調査官のアプローチ対象とその内容－
分科会2 9B12	松村 歌子	女性支援における司法と福祉の接続構造について考える
分科会3 9B13	飯田 智子	法律事務所で働くソーシャルワーカーの視点 ～司法福祉における実践的意義と持続可能性～
分科会4 9B14	大岡 由佳	犯罪被害者等の生活に根差した福祉的サポートとは？
分科会5 9B15	森久 智江	国連「再犯防止」準則からみる日本の「再犯防止」施策 の現在地

【午後の部】 8月30日（日） 13：30～16：00（150分）

会場	企画者	題 目
分科会6 9B11	山岡 あゆち	出所者の「働く」を支える －就労支援における社会的障壁と心理社会的支援－
分科会7 9B12	武 千晴	児童自立支援施設に培われてきた「理論」と実践とが結び付いた体験 ～今、あらためて“先人の言葉”に学ぶ～
分科会8 9B13	伊藤 富士江	犯罪からの離脱、修復的正義、真の更生について改めて考える －今、シャッド・マルナ、ハワード・ゼアの声を聞く－
分科会9 9B14	我藤 論	反社会的行為に至った、複雑で多様なニーズを抱える知的障害者・発達障害者へのアプローチの検討 ～Good Way Modelに着目して～

分科会 I

家庭裁判所における「環境の調整」についての検討

－家庭裁判所調査官のアプローチ対象とその内容－

企画者・話題提供者：大貝 葵（神戸学院大学）

話題提供者：梅山 佐和（東京学芸大学）

大塚 英理子（愛知学院大学）

中村 悠人（関西学院大学）

コメンテーター：奥田 憲司（東京家庭裁判所）

1. 企画趣旨

「環境の調整」が少年の健全育成のために必要不可欠であることは、少年司法制度において共通認識である。少年法1条も、環境の調整に関する処分を行う旨を明示している。これまで、「環境の調整」は、家庭裁判所調査官（以下、家裁調査官）によるケースワークとして位置付けられてきた。昨今、家裁において、少年司法関係機関および他分野との連携が積極的に展開されている。これは、「環境の調整」の発展につながる動きとみることにもできる。他方で、家裁調査官によるケースワークの限界と付添人による「環境の調整」の必要性(2026年度司法福祉学会研究集会 安西報告)も指摘されており、家庭裁判所における「環境の調整」のあり方について検討を要する状況がある。

この「環境の調整」のあり方は、少年の保護処分の決定に影響を与えている。家裁調査官が、要保護性を調査する場合に用いる BPS モデルやミクロ・マクロ分析、非行促進要因および抑制要因の分析では、環境要因が考慮されているからである(河原俊哉也編著『コンメンタール少年事件手続法』青林書院 2026 年、90-92 頁)。家裁創設後の早い段階から家裁が行うケースワークの研究が行われていたが(三野亮『少年保護事件におけるケースワークの考察』家庭裁判所調査官実務研究報告書 1956 年)、現在、実際に、家裁調査官が、どのように「環境の調整」を行っているのかについては、必ずしも明らかではない。例えば、審判例では、終局決定に影響を及ぼした要因のみが記述されるにすぎない。そのため、判断過程において家裁調査官が行った具体的な「環境の調整」の内容を把握することはできない。もちろん、環境的側面にも着目しつつ、家裁調査官の行う社会調査を紹介する研究もある(奥井衣代他「低年齢から反社会的行動を繰り返している少年の調査について」家裁調査官研究紀要 32 号 2023 年、1-84 頁)。ただし、当該研究においても、環境をとらえる重要性や留意点については記述されているものの、実際の具体的な調整の展開過程については明らかにされていない。そこで、本研究は、このような研究を手がかりにしつつ、さらに、環境やその調整に対して、より広い射程を設定しながら、家裁調査官の持つ「環境の調整」の意義を改めて明らかにしようとするものである。

そこで、現在、家裁調査官がいかなる「環境の調整」を行っているのかについて、インタビュー調査を行っている。本分科会はその中間報告であり、今後のインタビュー調査と分析に向けて、フロアとの意見交換を行うことを目指している。

なお、本研究は、神戸学院大学における「人を対象とする非医学系研究倫理審査委員会」の承認を経て行っている。

2. 発言要旨

(1) 調査報告①(最高裁判所家庭局へのインタビュー調査結果)(大貝 葵)

最高裁判所家庭局へのインタビュー調査を通じ、家庭裁判所が行うべき、または、行うことができる「環境の調整」につき回答してもらった。

インタビュー調査では、家裁調査官の社会調査において、環境は、BPSモデルやミクロ・マクロ分析の際に考慮対象となることが説明された。つづいて、アプローチ対象として、「家庭」「学校」「職場」「交友関係」以外にも、「地域社会の習慣」、さらに、「児童相談所」をはじめとする行政機関や医療機関を含めた他機関が示された。また、家裁調査官が行うアプローチ内容（働きかけ）として「事実の収集と一体となっていくもの」「働きかけ自体を主要な目的としていくもの」「関係機関と連携していくもの」の3類型が挙げられた。

(2) 調査報告②(家裁調査官へのインタビュー調査結果)(大塚 英理子 / 梅山 佐和)

「環境の調整」を明らかにする前段として、家裁調査官のアプローチ対象およびその内容を明らかにすることを目的に、6名の家裁調査官を対象として半構造化インタビュー調査(対面およびオンラインによる)を実施した。

このインタビュー調査の内容から、①何に対して(アプローチの対象)、および、②何をしたか(アプローチの内容)の2点を調査結果として提示する。

(3) コメント(奥田 憲司)

家裁調査官の立場から、今回の調査結果の分析に対するコメントをもらう。

分科会 2

女性支援における司法と福祉の接続構造について考える

企画者・話題提供者：松村 歌子（関西福祉科学大学）

話題提供者：山本 千晶（フェリス女学院大学）

浦 尚子（性暴力被害者支援センター・ふくおか）

宮園 久栄（東洋学園大学）

井上 匡子（神奈川大学）

1. 企画趣旨

女性支援の現場では、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など、複合的で交差的な問題を抱えている女性が多い。そこで、福祉・人権尊重の観点から包括的な支援を目指して、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を、「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する民間団体との協働といった視点も取り入れた新たな支援の取組みが構築され、いわゆる女性支援法が2024年4月に施行された。しかし、例えばDV施策においては、従来の逃げることを前提としたDV施策の限界や、加害者アプローチ・中長期的な自立支援の不足など、現場の実態とのギャップが大きく、司法と福祉の連携による切れ目のない支援体制の構築が急務となっている。また、罪を犯す女性の背景には、貧困、DV、性暴力被害、虐待によるトラウマといった困難な環境が潜んでいることが少なくないが、再犯防止には、刑罰や司法的な対応だけではなく、福祉的な対応や介入が必要であり、逮捕・起訴・刑期終了の各段階で福祉的介入を行い、社会復帰のための包括的なケアに繋ぐなど、司法と福祉の連携が必要とされている。本分科会では、女性支援法の理念が様々な被害者支援にどう適用されているのか、日本のDV施策、性暴力被害者支援、女性支援の現場を踏まえて、現状と課題を整理し、非行や犯罪の根底にある問題を指摘した上で、司法と福祉の接続を図り、切れ目のない支援を目指して、女性の生活支援や犯罪者の更生・社会復帰に必要な制度的な課題、実践的な課題を指摘する。

先行研究としては、山本「DVはなぜ『見えない』のか—共同親権導入の前に考える」（世界2024年6月号）、宮園「日本型DVコート構想—治療的司法（Therapeutic Jurisprudence）と問題解決型裁判所（Problem-Solving Courts）の理念に基づく制度設計—」（神奈川法学58巻2号、2026年）などがある。本企画の実施に当たり、特段の倫理面の問題は生じない。

2. 発言要旨

（1）女性支援法の意義と運用の課題（山本千晶）

従来から、DV被害者の自立支援においては就労支援にとどまらない。回復支援の必要性が主張されてきた。また、近年、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制整備に伴い、そこにおける生活支援や回復支援の必要性が可視化されている。本報告では、このような状況から、女性支援法の意義について、また、DV防止法や犯罪被害者等基本法、関連する条例との「接合」における課題について考察する。

（2）ワンストップ支援の現場から見た、多重・交差する困難を抱える女性の現状と支援の課題（浦尚子）

性暴力被害者のためのワンストップ支援センターで被害当事者としてお会いする方の中には、小児期逆境体験（ACE）、生活困窮、障害、外国ルーツ、セクシュアル・マイノリティなど複合的・交差的な困難を背景に抱えている方が少なくない。本報告では、ワンストップ支援センターにおける支援実践を通して、多重・交差する困難を抱える女性の現状を示すとともに支援の課題について検討する。

（３）女性支援における課題と加害者対応の必要性（松村歌子）

DV 施策においては、被害者が加害者の元から離れることを前提とした安全確保及び自立支援にかかる対策が中心となっており、加害者は暴力の責任を問われることなく、自らの暴力的・支配的な行動パターンのまま、社会生活を送り続けることが可能になってしまっている。そのため、日本の DV 施策は、逃げない被害者への救済策の不十分さ、加害者アプローチの不足、中長期的な自立支援策の不十分さなど、多くの課題がある。そして、女性支援法には加害者更生についての規定がない。本報告では、DV 施策の現状を踏まえて、加害者への働きかけの必要性和課題について検討する。

（４）犯罪予防としての女性支援～女性犯罪者の社会復帰と司法・福祉・地域の接続～（宮園久栄）

女性犯罪者の多くは、DV・性暴力被害、貧困、依存、孤立など複合的な困難を抱えており、困難女性支援法の理念からみても支援を必要とする存在である。本報告では、英国の Women's Centres やカナダの Elizabeth Fry Society における Women-for-Women モデルを手がかりに、その支援の意義を検討する。さらに、同モデルが示すソーシャルワークの視点を踏まえ、女性犯罪者の社会復帰と犯罪予防を実現するためには、刑事司法のみならず、女性支援、福祉、地域が切れ目なく接続する支援体制の構築が必要であることを論じる。

（５）批判理論としてのインターセクショナリティの可能性と課題（井上匡子）

女性支援法の成立は、DV 施策に、重要な意義(①基本理念の明記、②自治体女性支援事業の可視化、③厚労省女性支援室の設置)と転換点をもたらした。反面、DV 施策の全体像には不可欠の刑事司法対応が引き継がれず、加害者へのアプローチと被害者の保護との交錯に関する検討の足がかりをまたもや失ってしまった。本報告では、女性支援事業をジェンダーの視点、特にインターセクショナリティ(交差性)の視点から検討し、併せて、インターセクショナリティが、批判理論として制度構築や運用のフェーズで機能しうるかを検討する。

法律事務所で働くソーシャルワーカーの視点 ～司法福祉における実践的意義と持続可能性～

企画者・話題提供者：飯田 智子（おぎ法律事務所）

話題提供者：馬場 佳代（丹有法律事務所）

宮田 千佳子（熊田法律事務所）

小堀 有希（金沢税務法律事務所）

尾崎 カ弥（岡山パブリック法律事務所）

伊藤 清郁（岡山パブリック法律事務所）

指定討論者：湯原 悦子（日本福祉大学）

1. 企画趣旨

ソーシャルワーカーとして、対人援助を中心とした日々の実践を振り返ると、未だ司法福祉に対する認知・理解が社会一般にまで浸透しているとは言えない。それどころか、ソーシャルワーカーの中ですら司法福祉分野に関心を持つ者は一握りに過ぎないのが実情である。

このことは、司法福祉実践に欠かせない多機関多職種との連携や協働の困難さを如実にあらわしている。その危機感から、先行的な取り組みとして、昨年度の本学会企画分科会において、全国各地の法律事務所で働くソーシャルワーカーらの視点で、特定の事件（民事、家事、刑事等）に偏ることなく活動事例を分類し、弁護士との協働における効用と効果、司法と福祉の多様な連携・協働の形、その役割と必要性、課題および可能性について考察した。

本分科会では、法律事務所で働くソーシャルワーカーの役割を踏まえつつ、司法福祉における実践的意義を確認し、更には、実践を持続させていくための具体的な方法を、「拓げる」、「確立する」、「繋げる」の3つの角度から提示し、活動を紹介する。こうした活動の目的は、目の前の対象者へのより良い実践を念頭において行うものであり、単に個人の学びや所属事務所の発展、専門職団体の職域拡大にはとどまらない。また、それぞれの発言内容は、発言者に限定せず、有志の勉強会である「法律事務所のソーシャルワーカーの会」でアンケートを実施し、報告するものである。法律事務所で働くソーシャルワーカーの多岐にわたる活動の必要性を明らかにし、その課題を見つめ、今後の方向性を検討していく。

なお、倫理的配慮については、事例の発表および公表をする場合において、事例に関わる対象者の了解をとったうえで、対象者を特定できないよう匿名化して表記する。

2. 発言要旨

（1）地域への多様な発信：馬場 佳代

法律事務所所属のソーシャルワーカーの役割について、その現状と課題を発表する。弁護士による法律相談への同席、異業種交流会への参加、研修講師、学会発表等のほか、SNSや事務所ホームページ、新聞等の活用による地域への発信に着目する。

（２）自己研鑽の重要性：宮田 千佳子

法律事務所で弁護士と対等に連携するには、ソーシャルワーカーが主体的に専門性を提示する必要がある。時代に即した知見を学び続けるだけでなく、学術的枠組みを自己研鑽に取り入れ、実践の価値を根拠をもって示す力を養うことが、実践領域の定着・発展につながることを報告する。

（３）新たな役割の創設：小堺 有希

福祉的支援の実践は多分野他職種との連携のもと本人主体の視点で生活支援を行うことに他ならない。本発表ではソーシャルワーカーの強みであるネットワークを生かした体制づくりの中で司法領域と協働する実践に触れ、法律事務所におけるソーシャルワーカーの新たな役割創設について考える。

（４）法律事務所における後進の育成：尾崎 力弥

法律事務所で働くソーシャルワーカーの養成・育成について体系化はおろか検討も十分になされていない状況がある。そこで本発表では、これまでの人材育成の取り組みをもととして、その成果と課題について報告および考察する。それを踏まえ、人材育成のモデル構築に向けた検討を行いたい。

（５）専門職団体での実践者養成：伊藤 清郁

岡山県では、法律事務所所属ソーシャルワーカーが多職種連携のハブとして司法福祉の実践と人材育成を推進してきた。本報告では、その実践をソーシャルワーク国際定義の社会変革の視点から整理するとともに、他地域の法律事務所ソーシャルワーカーの実践状況も踏まえ、その役割と今後の展望を考察する。

（６）次世代への司法福祉教育：飯田 智子

社会福祉士・精神保健福祉士国家試験の科目に「刑事司法と福祉」が加わり、2021年4月から大学等でも新しいカリキュラムによる教育が始まった。「司法福祉」の実践は、刑事司法に限らず、さまざまな形で行われていたが、十分には周知されていない。次世代の方たちへ司法福祉を伝えていくことの意義や課題について、期待を持って考察していく。

（７）指定討論者：湯原 悦子

ソーシャルワーカー養成において、大学では社会福祉現場での240時間の実習を必修としている。法律事務所で活動するソーシャルワーカーを育成し、その数を着実に増やしていくためには、司法ソーシャルワークに関心をもつ学生が法律事務所で実習できる環境を整備すること、そして適切なプログラムに基づく指導体制を構築することが不可欠である。本指定討論では、これらの具体化に向けて、現場の状況や課題を踏まえながら議論を深めていきたい。

分科会 4

犯罪被害者等の生活に根ざした福祉的サポートとは？

企画者・話題提供者：大岡 由佳（武庫川女子大学）

話題提供者：木本 克己（元警察庁，よこはま元町カウンセリングルーム）

尾崎 万帆子（白梅学園大学）

大塚 淳子（帝京平成大学）

1. 企画趣旨

刑法犯の認知件数は、令和7年には約77万4千件に達した（警察庁,2026）。「犯罪被害者等」は、事件による直接的な心身の被害に加え、その日を境に生活が根底から覆されるという過酷な現実直面する。犯罪被害者等は、多大な精神的ショックを受け、社会生活状況としても、頻繁な欠席は5割、休職・休学は3割、退職退学は1割に生じており、居住や家事等においても困っている者が半数に上ってきた（大岡,2016）。本企画は「司法と福祉の“はざま”で」をテーマに、犯罪被害者への福祉的サポートの現状と課題を話し合う。目指すのは、被害者支援にも「社会の一般的な福祉水準（福祉スタンダード）」を取り入れ、誰もが公正に支えられる仕組みづくりである。本企画では4名のシンポジストを迎える。まず木本氏より、現在の国の犯罪被害者支援施策の到達点と限界についてマクロな視点から整理を行う。次に尾崎氏より、各地に設置された総合的対応窓口の現状から、被害者支援の実態を報告する。続いて大岡より、被害者の生活再建に不可欠な実質的なケアマネジメント実施の実務的な課題を提起する。最後に大塚氏より、加害者側の手厚い医療・福祉的枠組みと比較し、その対極で精神的・社会的に取り残されている被害者側へのサポートの在り方を問い直す。単に権利を守るだけでなく、被害者が真に必要なとする「生活に根ざした当たり前の福祉ケア」とは何か。これからの司法福祉の役割をフロアと共に考えたい。なお、本企画における報告・討議で用いる事例および調査データ等については、個人情報保護および二次被害の防止に万全の配慮を行い、倫理的妥当性を確保した上で提示・議論する。

2. 発言要旨

（1）「犯罪被害者等施策の現状と課題」木本克己

我が国の犯罪被害者等施策においては、警察と民間被害者支援団体による被害者等の心理的ケアと刑事司法手続きの支援が先行してきた。2005年に策定された犯罪被害者等基本計画において、地方公共団体に総合的対応窓口の設置が要請され、生活上の支援が期待されてきたが、関係機関との連携を含め、十分に機能しているとは言い難い状況であった。国の施策の主管を担う警察庁は、地方公共団体による支援条例制定を推進し、生活上の支援の拡充を図るとともに、関係機関との連携強化のための多機関ワンストップサービス体制の整備等を進めている。本報告では現時点での施策の到達点と課題について整理したい。

（2）「犯罪被害者のための総合的対応窓口の現状から」尾崎万帆子

自治体による犯罪被害者等支援について、従来は虐待・DVといった犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす被害を受けた者に対するものが中心であったところ、近年、殺人・傷害といった犯罪被害を含む犯罪被害等全般に対する支援の重要性が示されるようになったという経緯がある。

しかし、そこで体制整備が進められている総合的対応窓口における支援は、犯罪被害者等全体を包括的に支援することを想定したものではなく、犯罪に準ずる被害に対する支援とは距離を置き、刑事司法制度に乗った被害者を中心とした支援に留まるものとなっている。本報告では、この実態について、市区町村の総合的対応窓口を対象として実施したアンケート調査及びインタビュー調査、都道府県の犯罪被害者等総合的対応窓口所管部署を対象として実施したアンケート調査の3つにおける、窓口の設置部署・自治体の所有する支援制度・他機関との連携状況などの結果から明らかにすることを試みるものである。

（３）「被害者の生活再建に向けてのケアマネジメント現状と課題」大岡由佳

犯罪被害者等支援において、平成28年の第3次犯罪被害者等基本計画で社会福祉士や精神保健福祉士の活用が明記され、さらに令和6年からは、都道府県のコーディネーターとしてこれらの専門職を配置する方向性が示された。多機関連携を主導する「支援コーディネーター」としてのソーシャルワーカーの役割が期待とともに、犯罪被害者等の生活課題に対して、ケアマネジメントの必要性が指摘され、体制の枠組みも整ってきた。しかしながら、そのケアマネジメントを担う社会福祉職の関与が極めて限られており、それが、被害者を地域で支える体制につながっていない。被害者支援におけるケアマネジメントや社会資源の現状と課題、現場の取り組みについて報告し、今後の在り方を展望する。

（４）「司法・医療・福祉など複合的支援を要する被害者」（大塚淳子）

犯罪行為の加害者への処遇や社会復帰支援は枠組みが整備され、近年は福祉的支援を要する者に対する司法と福祉の共管事業の推進および刑法改正に伴う拘禁刑の創設など手厚さが増している。他方、犯罪被害者等支援については不足や課題は多く充実強化の途上にある。しかし、医療観察法制度対象行為による被害者など置き去りにになっている者もいる。医療観察法の目的は対象者の医療と社会復帰支援であり処罰や処遇ではないため、被害者は通常の刑事司法で可能な参加制度活用や情報入手等ができない状況にあり課題改善要望がある。被害者の心身および生活被害への支援は加害者の状態や属性に関わらず必要である。現状の「はざま」について検討したい。

警察庁（2026）犯罪被害者白書.令和7年度版.

大岡他（2016）犯罪被害者等の実態から見えてくる暮らしの支援の必要性,厚生労働省.63(11) 23-31.

分科会 5

国連「再犯防止」準則からみる日本の「再犯防止」施策の現在地

企画者・話題提供者：森久 智江（立命館大学）

話題提供者：佐々木 彩子（矯正研修所効果検証センター統括効果検証官）

前阪 千賀子（京都保護観察所）

松井 友香（多摩少年院処遇カウンセラー／保護司／一般社団法人
HOMIES 代表）

指定討論者：水藤 昌彦（山口県立大学）

1. 企画趣旨

2025 年、国連総会において「United Nations Model Strategies on Reducing Reoffending（京都モデル戦略）」が採択された。これは 2021 年の第 14 回国連犯罪防止犯罪者処遇会議（京都コンgres）が「再犯防止」を中心的テーマとして掲げ、「京都宣言」が採択されたことに端を発している。

この策定経緯からも明らかとなおり、同戦略には、保護司制度をはじめとする日本の「再犯防止」施策が寄与しているとされる。一方で、同戦略に見られる政策の方向性や基本原則の中には、参加各国における従来の社会復帰支援施策に照らして、日本とはその意味するところに理解の齟齬があるように思われるところもある。そのため、今後日本国内で同戦略に基づく政策を展開していこうとするとき、それは従来の日本国内における「再犯防止」施策を維持していくものになるのか、それとも、何らかの変容や方向転換を迫るものになるのか、展望は必ずしも明白ではないのではないか。

そこで本分科会では、現場で同戦略に基づいて実践を行っていく矯正や保護、現状、実践を行っている民間の福祉の支援者、そして研究者の視点から話題提供を行い、指定討論者から、諸外国における「再犯防止」における原則や、民間協力者との連携のあり方について言及しつつコメントをいただく。その上で、同戦略の視点から日本の「再犯防止」施策の現在地を確認し、今後を展望することを企図する。

2. 発言要旨

（1）京都モデル戦略の概要と日本の「再犯防止」施策の視野（森久 智江）

京都モデル戦略は、刑事司法制度の目的が、単なる処罰や犯罪抑止ではなく更生や社会復帰にある旨を明示した。それは単に厳しい処罰や施設拘禁によるものではなく、対人援助職をはじめとする多職種との連携や、官民の連携による支援によって結果的に達成される「社会再統合」であることを明確にしている。

かような方向性は、日本国内で行われてきた「再犯防止」にかかる施策や、それに関する議論とどのような関係性に立つのか。理論知・実践知それぞれの観点から、問題意識を提示する。

（２）「更生を促進する刑務所環境」を支える職員・組織要因―「対話実践」に着目して―（佐々木 彩子）

日本の刑事施設では、被害者の心情を踏まえた処遇の法定化や拘禁刑の導入、名古屋刑務所の不適正処遇事案を契機とした再発防止策の必要性等を背景に、「対話実践」が導入・推進されている。これは、京都モデルストラテジーが掲げる「更生を促進する刑務所環境」の構築とも軌を一にするものであり、本報告では、矯正研修所効果検証センターによる調査結果を踏まえ、再犯防止に資する職員・組織要因について検討する。

（３）社会内処遇の現場から問い直す再犯防止（仮）（前阪 千賀子）

現在は保護観察官として、かつては地域生活定着支援センターの相談員として、矯正施設から地域社会への境界で犯罪をした者や非行のある少年と出会い、拘留された生活と地域生活が線で結ばれる物語を共有してきた。「改善更生」のフレームでは収まりきらない、彼らの生活世界に直面する実践者の立場から、改めて「再犯防止」について問い直してみたい。

（４）「地域に戻る」から「地域の一員になる」へ―社会再統合を支える関係性を現場から考える―（松井 友香）

刑事司法の各機関が役割ごとに支援を担う一方、その移行の狭間で関係性が途切れることがある。少年院でのカウンセリング、保護司、民間支援の経験から、施設内から地域生活まで一貫して伴走する存在の必要性を報告する。

あわせて、保護司が社会再統合の担い手となるために、従来の役割や人選、研修、無償性をどう見直し、民間との協働をいかに構築するかを、京都モデル戦略に照らして考察する。

（５）京都モデル戦略が示す再犯防止の理念―国際比較の視点から（水藤 昌彦）

矯正・更生保護の現場および民間支援者による実践の報告を踏まえ、京都モデル戦略が示す再犯防止の理念を国際比較の視点から検討することを試みる。具体的には、日本の再犯防止施策における矯正施設、保護観察所や民間協力者、民間支援者等の各アクターの役割分担と相互関係を検討し、京都モデル戦略の視点から日本の「再犯防止」施策のあり方を議論してみたい。

出所者の「働く」を支える——

就労支援における社会的障壁と心理社会的支援

企画者・話題提供者：山岡 あゆち（立命館大学）

話題提供者：佐々木 彩子（法務省矯正研修所効果検証センター）

鈴木 美乃里（株式会社 LITALICO パートナーズ）

山脇 望美（人間環境大学）

1. 企画趣旨

出所者の就労は、社会復帰を考える上で重要な課題であり、刑事施設においても就労支援や職業訓練が実施されている。しかし、就労支援は単に「働く場」を確保することにとどまらず、障害、貧困、家族関係、スティグマ、雇用主側の理解、矯正施設内外の支援連携など、多層的な要因を視野に入れる必要がある。本企画分科会では、出所者の就労をめぐる実践・研究・政策評価を横断的にデータと実践知に基づいて検討し、司法福祉領域における今後の支援モデルを議論する。

2. 発言要旨

（1）「受刑者の就労と福祉・医療ニーズ」山岡あゆち

本報告では、法務省矯正局の協力を得て実施した男女受刑者 2,908 名（女性 1,119 名、男性 1,789 名）への質問紙調査から、複数回答で尋ねた出所後の意向のうち、「福祉就労」または「治療・体調優先」を選択した者に着目し、健康状態・障害、経済・住居状況、家族・関係性、逆境的小児期体験（ACE）、就労歴との関連を検討した。分析の結果、福祉・治療優先意向については、性別や ACE との独立した関連は明確には見られず、現在の健康状態の困難さと、就労経験の継続性、勤務時間、雇用形態等などの就労資本の低さが関連していた。これらは、福祉・治療優先意向を、医療・福祉との接続を要する可能性を示すものとして理解する必要性を示唆していた。以上から、個々の属性や過去の逆境体験のみで支援方針を決めず、現在の健康・生活状況と就労歴を総合的に把握し、医療・精神保健・障害福祉、生活再建および段階的就労を組み合わせる層別のアセスメントと支援の必要性を論じる。なお、当該調査は横断的・回顧的であり、結果は因果ではなく関連として解釈する。

（2）「障害福祉サービスを活用した就労支援の可能性と多機関連携の課題」鈴木美乃里

本報告では、触法歴のある障害者の就労支援について既存施策の課題と自社での実践を踏まえ、障害福祉サービスを活用した支援の可能性と連携上の課題を整理する。矯正施設内で本人のみを対象とする既存の支援施策の多くは、障害の個人モデル的な関わりに留まり「意思決定を重視して行う就労支援とは大きく異なる」（中村，2017）。弊社では、全国の事業所で支援可能な体制整備を進めながら、支援の拡充を図っている。これらの実践の変遷と到達点を報告したうえで、本人の意向の取り扱い方や支援者の知識、連携時の情報共有や制度的根拠などの観点から、実践を通じて見えてきた課題を共有したい。さらに本報告を通じ、障害福祉サービ

スが触法歴のある障害者の就労支援を担う目的を改めて定義するとともに、障害の社会モデルに基づく実効性のある司法と福祉の連携のあり方を議論したい。

(3) 「出所者の可塑性を支える心理学的アプローチ—就労支援と社会復帰の視点から—」山脇望美

本発表では、出所者等の就労支援に取り組む日本財団職親プロジェクトに参加し、出所者を雇用している、あるいは雇用した経験を有する雇用主を対象としたデータを用いて、雇用主が出所者の雇用を通じて職場の雰囲気の変化をどのように認識しているかについて検討した研究を報告する。分析の結果、雇用主の性別や年齢にかかわらず、雇用主が出所者に自己再構築志向があると認識しているほど、出所者の仕事や職場、収入に対する満足感を高く評価していることが明らかとなった。さらに、雇用主が出所者の自己再構築志向を高く認識しているほど、職場の雰囲気が良好になったと評価していることも明らかとなった。これらの結果は、雇用主が出所者を評価する際、出所者自身の主体的な変化や将来に向けた前向きな姿勢をどのように認識しているかが、出所者の仕事や職場、収入に対する満足感の評価だけでなく、職場の雰囲気に関する認識とも関連していることを示唆している。以上の結果を踏まえ、本発表では、出所者の可塑性に着目した理解の促進が、出所者の雇用機会の拡大につながる可能性について議論する。

(4) 「受刑者の就労とジェンダー」佐々木彩子

受刑者の就労実態や再犯との関連に関する議論は、従来、男性受刑者を中心に展開されてきた。しかし近年、日本社会では女性の就労率が上昇し、多様な働き方が普及するなど、雇用環境そのものが大きく変化している。こうした社会的背景を踏まえると、女性を含めたジェンダーの視点を導入し、受刑者の就労をより多面的に捉える必要がある。本報告では、受刑者の就労実態や受刑中の職業訓練などを取り上げた先行研究を整理し、これまで十分に論じられてこなかったジェンダーに応じた就労ニーズや男女差に焦点を当てる。さらに、日本人を対象とした統計資料や国内の先行研究との比較も交えながら、受刑者に特有の文脈についても把握することを試みる。その際、就労を単独の要因として捉えるのではなく、家庭生活や家族関係、心身の健康状態、育児・介護といった生活上の負担、さらにはライフサイクルの変化との関連を踏まえ、受刑者を対象とした支援の在り方について包括的に議論する。

中村秀郷（2017）更生保護就労支援事業所の就労支援員による 刑務所出所者等の就労支援プロセスの研究 —修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（M-GTA）による分析から—
『更生保護学研究』11, 17-28.

分科会 7

児童自立支援施設に培われてきた「理論」と実践とが
結び付いた体験 ～今、あらためて”先人の言葉”に学ぶ～

企画者・話題提供者：武 千晴（日本女子大学）

話題提供者：相澤 康（横浜家庭学園）

亀井 敏一（国立武蔵野学院）

西田 信之（国立きぬ川学院）

渡邊 暢江（岡山県立成徳学校）

富野 道子（国立武蔵野学院）

司会・オブザーバー：斉藤 やよい（中野区子ども相談室／元誠明学園）

徳地 昭男（元国立武蔵野学院）

渡辺 伊佐雄（松原憩いの家／元北海道家庭学校）

1. 企画趣旨

児童自立支援施設では、130年近くに及ぶ実践の中から実践者間で継承された理念や実践理論が存在している。それらは寮生活を円滑にする対人援助の方法や職員の倫理規範、あるいは施設や寮舎の環境整備など多岐に渡っているため、ここではひとまず「」付の「理論」とする。それらの「理論」は"ウィズの精神"など多くの施設職員に知られているものもあれば、それ程の広がりはなくとも、各施設において先輩から後輩へと伝わる"教え"も多数存在している。本分科会では、それらを"先人の言葉"として共有し、再考することを目的とする。

児童自立支援施設は明治時代の感化院から現在の児童自立支援施設に至るまで、社会のニーズに応える形で変化してきた。例えば西南戦争後の「ヨタモノ」救済、戦前の「不良」や戦後の「浮浪児」対策、高度経済成長時の「非行児」対応...しかしそうした呼び名はすなわち子どもに貼られてきたレッテル（ラベル）である。児童自立支援施設に至る施設では、それらのレッテルを剥がし、子どもをただ一人の子どもとして捉え直す視点と、その子の健やかな"育ち"に貢献しようとする「理論」が継承されている。

そうした"先人の言葉"は、現代的な課題（あるいは現代の子ども達が背負わされている「問題」）に対応し得るのであろうか、みなで検討できたら幸いである。そのために、本分科会では多くの現役職員にご登壇頂く。登壇者が共に暮らした子どもや彼らが背負わされている「問題」について、そして子ども達と共に過ごした時間や彼らの姿が"先人の言葉"と結び付いたエピソードなどお話し頂く予定である。後半は、参加者全員で議論する場としたいと思う。是非、多くの児童自立支援施設職員・関係者の方々のご参加を賜りたい。

<倫理的配慮>

登壇者が事例報告をする際には個人が特定されないよう配慮する。また、分科会の開始に先立ち、参加者全員で倫理的配慮について確認する。なお、公表すべき利益の相反はない。

2. 発言要旨

(1) 「児童自立支援施設に培われてきた『理論』と"先人の言葉"」武 千晴

先行研究レビューを兼ねて児童自立支援施設の実践の「言語化」の歴史を繙くこととする。

(2) 「“先人の言葉”と実践とが結び付いた瞬間」小舎夫婦制を考える会有志

亀井 敏一／児童自立支援施設は、子どもが何らかの行動上の問題を起こして入所に至るケースがほとんどであるため、世評として加害者という立場で認識される傾向が高い。しかし入所児童の多くに被虐待経験があることを踏まえると、施設においては、被害者としてのケアと自身の課題に向き合わせる作業の両方が必要となる。この度の発表では、私が小舎夫婦制の寮担当をしていた時に、先輩より学んだその支援に関する理論をいくつかご紹介したい。

富野 道子／児童自立支援施設で寮母として歩んだ18年間、私は一方的な指導ではなく共に生きる「withの精神」を重視してきた。寮生活における日々の暮らしの中で、1人の子どもから突然もらった手紙を紹介し、互いに育ち合った関係性について発表する。このエピソードを通して、先人たちが残してくれた共生の理念を紐解き、近年の子どもたちにも通ずる支援のあり方について考えたい。

西田 信之／児童自立支援施設の輪郭は、時代ごとの社会課題や労働観、子ども観の変遷にも応じながら、その理念や支援の本質を継承し続けてきた。市井の人々の大義と志から始まり、やがて公的な事業へと押し上げてきた歴史と熱量には深い敬意を抱かずにはいられない。一方で、きぬ川に入所する子どもたちの状態像は、貧困や非行を主な背景としていた時代から、虐待、発達特性、愛着形成の困難、生きづらさの複雑化など、多様な課題を抱える姿へと変化している。施設を形作った先人達のメッセージを今の職員にどう伝えていくか考えたい。

渡邊 暢江／私が働いている岡山県立成徳学校元寮母・西浪祥子先生の言葉を紹介したい。その中にある「丘を外から眺めて」（『写真でつづる 少年の丘のあゆみ』2019年成徳学校〈少年の丘〉後援会）と題された文章には、たくさんの実践に基づく言葉が書かれている。その中から、「親戚が一つ増えたと思って、長い付き合いをさせてください」という言葉を中心に、今自分自身が行っている卒業生とのかかわりについて話をしたいと思う。

相澤 康／留岡幸助が影響を受けた教育学者ルソーやペスタロッチの思想、石原登・伊佐喜久雄が執筆した「教護院運営要領」、青木延春の著書「少年非行の治療教育」、アタッチメントまた最善の利益などから児童自立支援施設の支援は何を育てるのか何をを目指すのかについて探ることができればと考えています。

分科会 8

犯罪からの離脱、修復的正義、真の更生について改めて考える

—今、シャッド・マルナ、ハワード・ゼアの声を聞く—

企画者・話題提供者：伊藤富士江（元上智大学）

話題提供者：山口 保輝（法務省）

話題提供者：川名 壮志（毎日新聞社）

指定討論者：藤原 正範（日本福祉大学）

1. 企画趣旨

「デシスタンス（Desistance）」「修復的正義／司法（Restorative Justice）」は、ともにわが国に紹介されてから、刑事司法分野をはじめ様々な分野で議論を呼び、注目を集めてきた。本分科会では、デシスタンス研究と、修復的正義の実践を軸にして、それぞれの第一人者であるシャッド・マルナとハワード・ゼアから直接学んだ経験をもとに、犯罪からの離脱、修復的正義、真の更生、被害者の救済（癒し）について報告し、議論する場としたい。
※倫理的配慮：本企画では、登壇者が事例等を紹介する場合、個人が特定されないよう配慮し、関係者のプライバシー保護および守秘義務を遵守する。

2. 発言要旨

（1）デシスタンス研究の焦点：シャッド・マルナとの邂逅（山口保輝）

デシスタンスとは、固着した犯罪パターンから長期にわたって離脱し、地域の中で向社会的な生活を送っている状態を指し、その研究では、紆余曲折がありながら、自身の過去に折り合いをつけ、刑事司法の実務家を含む地域社会の人々の支えを得て、立ち直っていくプロセスに着目する。この着眼点は、現在も刑事司法のメインストリームである、「What works?」とつながりのある、「どのように犯罪者のリスクを管理して、再犯を防止するか」という刑事司法機関中心の枠組みが、本当に犯罪の減少に寄与しているといえるのかについて疑問を投げ掛け、犯罪をした人視点のサクセスストーリーにより着目すべきであるという流れを生み出してきた。この流れは実際の実務にも影響を与え、例えば、刑事司法機関からの本人への一方的な介入からより本人の主体性を重視した関係構築へ、リスク重視から強み重視へ、といった視点の変化に一役買うことになったようである。

デシスタンス研究は、内的な側面と外的な側面それぞれに焦点を当て得るが、本報告では、クイーンズ大学ベルファスト校在学時に指導を受けたシャッド・マルナの研究に寄り添う形で、主観的な部分の変容のプロセスにより焦点を当てデシスタンスを考える。

その上で、個人の変化のプロセスに着目することや、刑事司法へ影響を与えることだけに留まらないデシスタンス研究の持つポテンシャルを近年の研究に触れながら報告する。

- Maruna, S. (2001) *Making good: how ex-convicts reform and rebuild their lives*. Washington, D.C.; American Psychological Association.
- Maruna S (2016) Desistance and restorative justice: It's now or never. *Restorative Justice* 4(3): 289–301.

- Maruna, S. (2017) 'Desistance as a Social Movement' , *Irish Probation Journal*, 14, 5-20.
- Maruna, S., Coyle, B. and Marsh, B. (2015) 'Desistance from crime in the transition to adulthood' , in Goldson, B. & Muncie, J. (eds.) *Youth crime & justice*. 2nd edition. London: SAGE Publications Ltd, pp. 157-169.

（２）修復的正義（RJ）のこれから—ハワード・ゼアと本質を問い直す （伊藤富士江）

RJ は 1970 年代後半に北米でその萌芽である実践が始まり、徐々に体系化され、世界的潮流となった。RJ は国際的な紛争にも適用されている。わが国には 2000 年頃に紹介され、おもに刑事司法分野で理論的検討が進み、少年事件や福祉分野での実践も見られるようになった。しかし、欧米やアジア諸国での浸透・進展と比べると低調と言わざるを得ない。その背景の一つには、RJ についての正しい理解が広がっていないことが挙げられる。

RJ の体系化・実践において先駆的役割を果たしたハワード・ゼアは、現在 RJ の進展をどのように捉えているのだろうか。RJ の本質は私たちの日常生活に活かせるものであるというが、それはどのようなものか。RJ をわが国の現場で活用するには何が必要なのか。フロアーからも RJ に関する疑問や意見を出していただき、多角的に検討したい。

- Zehr, H. (2023) *Restorative Justice: Insight and Stories from My Journey*. Walnut Street Books.

（３）犯罪加害者と被害者の交差点 記者が見た現場から （川名壮志）

話題提供者は、毎日新聞で 25 年間にわたり記者を続ける。特に 2004 年に発生した佐世保小 6 同級生殺害事件以後、少年事件を中心に犯罪被害者、加害者、双方の当事者（及び関係者）を取材する。過去の取材経験を基に、分科会では加害者の更生と被害者の救済を巡る課題を提示する。司法関係者・福祉関係者・ジャーナリスト・研究者の縦割りを越えて、修復的司法の観点から、被害者、加害者の対話の意義とその難しさ、またそれを可能にする第三者（福祉・司法関係者）の役割について報告する。

- Zehr, H. (1990) *Changing Lenses: A New Focus for Crime and Justice*. Herald Press.
（＝2003, 西村春夫・細井洋子・高橋則夫監訳『修復的司法とは何か—応報から関係修復へ』新泉社）
- 藤原正範 (2006) 『少年事件に取り組む：家裁調査官の現場から』岩波書店
- 川名壮志 (2018) 『謝るなら、いつでもおいで：佐世保小六女児同級生殺害事件』新潮社

反社会的行為に至った、複雑で多様なニーズを抱える

知的障害者・発達障害者等へのアプローチの検討

～Good Way Model に着目して～

企画者・話題提供者：我藤 諭（龍谷大学矯正・保護総合センター）

話題提供者：山崎 康一郎（日本福祉大学）

金子 みずき（島根あさひ社会復帰促進センター）

押川 瑠依（島根あさひ社会復帰促進センター）

西井 一矢（大阪府立砂川厚生福祉センターつばさ）

佐伯 洋斗（大阪府立こんごう福祉センターさわやか）

指定討論者：水藤 昌彦（山口県立大学）

1. 企画趣旨

矯正処遇あるいは福祉サービスを受ける者のなかには、虐待等の小児期逆境体験があり、反社会的行為に至った複雑で多様なニーズを抱える知的障害者・発達障害者等（以下、「対象者」という。）が少なからず存在する。しかし、司法および福祉の領域において、こうした対象者への効果的な支援や処遇方法は確立されておらず、さらに対象者が抱く根深い不信感により、支援関係そのものの構築が困難な場合も少なくない。

そこで、本分科会では、反社会的行為への介入に加え、関係構築を支援する方法として、Ayland & West（2006）によるグッドウェイモデル（Good Way Model: 以下、「GWM」という。）に着目する。GWM は、知的障害者等を対象として、障害のない者向けのプログラムを単に簡易化したものではない。その特徴は、対象者の知的能力を踏まえつつ、対象者自身が用いる言葉や概念を活用しながら、反社会的行為の背景にある不適切な環境や被害体験に起因するトラウマについても扱い、より良い生活の実現を志向することを通じて支援関係を構築し、対象者の反社会的行為への介入を図る点にある。また、GWM は定型的なプログラムの実施を前提とするパッケージ型モデルではなく、対象者が置かれている文化的・制度的状況に応じて柔軟に運用できる枠組みである。しかし、柔軟性ゆえに、処遇・支援を提供する側は、対象者がプログラムの内容を十分に理解し、主体的に参加できるような環境や枠組みを整えることが求められるなど、対象者への深い理解と実践上の工夫がより必要となる（山崎ほか 2023）。

本分科会では、GWM の概要と特徴を示したうえで、矯正施設および福祉施設における GWM を用いた対象者へのアプローチやその展開過程について、模擬事例を用いながら報告する。そして、反社会的行為に至った複雑で多様なニーズを抱えた対象者への支援のあり方と、その実践上の課題について議論する。

なお、本分科会では、次のような倫理的配慮を行う。（1）実践報告においては、個人が特定できる情報は使用せずに、複数事例をもとに重要な要素を抽出して構成した模擬事例を用いる。

（2）報告によって個人を特定できる可能性のある発言がなされた場合に備え、参加者に分科会

の場での発言された内容については秘匿することを求める。

なお、公表すべき利益の相反はない。

【参考文献】

Ayland, Lesley & Bill West, 2006, “The Good Way model: A strengths-based approach for working with young people, especially those with intellectual difficulties, who have sexually abusive behaviour,” *Journal of Sexual Aggression*, 12(2): 189-201.

山崎康一郎・我藤諭・水藤昌彦・佐々木茜, 2023, 「生活支援を基盤とした認知行動療法による関係性構築支援に関する質的研究—反社会的行為のあった知的障害者等と支援者の相互関係の変化に着目した取り組みから」『司法福祉学研究』23: 71-89.

【謝辞】本分科会は、JSPS 科研費 JP24K05403 の助成を受けたものである。

2. 発言要旨

(1) GWMにおける介入・支援について（山崎康一郎）

GWM は、グッドライフモデル、ナラティブセラピー、認知行動療法、トラウマインフォームドケア、アタッチメント理論を包含し、対象者の主観的体験に関心を向けながら、支援関係を重視し、知的障害者等にとって理解しやすい形で工夫されている。具体的には、対象者が用いる言葉を活用しながら、具体的にわかりやすいコミュニケーションを行う。また、対象者自身が行動の機序や結果を理解できるように、Side, Way, House という 3 つの枠組みを提示し、思考や感情等を具体的なものに置き換えて外在化する。さらに、対象者が望む生活や自らがなりたいたい姿へ接近するための選択や決定を主体的に行えるように、シンプルな二分法を用いて選択を視覚的に示す。こうした介入・支援方法は、反社会行為への介入のみならず、被害経験へのケアや対人関係の構築支援にも応用可能である。

(2) 矯正施設における GWM を活用したアプローチ（金子みずき・押川瑠依）

本報告では、島根あさひ社会復帰促進センターに収容されている知的障害などを有する受刑者が受講する「内省プログラム」において、GWM の「Side」「Way」「分かれ道に立つ男」の枠組みを活用した取り組みを報告する。

(3) 障害者入所施設における GWM を活用したアプローチ（西井一矢）

本報告では、入所している利用者への支援のなかで、GWM における自己の良い面・悪い面（Side）をさまざまなキャラクターを用いながら「外在化」を図ったり、日々の困りごとを「分かれ道に立つ男」の枠組みを用いて振り返りを行ったりする取り組みを報告する。

(4) 福祉型障害児入所施設における GWM を活用したアプローチ（佐伯洋斗）

本報告では、入所している児童のなかで、問題行動があった児童や施設での不適応が見られた児童に行っている面接を中心とした支援のなかに、GWM における「Side」「Way」「分かれ道に立つ男」の枠組みを取り入れたアプローチを報告する。

自由研究（各 20 分報告＋7～8 分質疑）

【午前の部】8 月 30 日（日）10：00～12：00

<9B2 I 教室>

予定時間	報告者	題 目
No.1 10：00-10：30	真田 悠生	子ども期に虐待的経験をもつ当事者の「サバイバー／被害者」という語をめぐる経験：現象学的質的研究による検討
No.2 10：30-11：00	西角 純志	発達障害を有する累犯者に対する医療・福祉・司法連携による更生支援の実践的研究
No.3 11：00-11：30	古川 隆司	高齢者の自動車事故と予防に関する調査研究 -教習所への調査にもとづいて
No.4 11：30-12：00	中村 秀郷	医療観察制度における被害者等でもある対象者家族への対応に関する一考察—保護観察所の社会復帰調整官を対象としたインタビュー調査の質的分析から—

【午後の部①】8 月 30 日（日）13：30～15：30

<9B2 I 教室>

予定時間	報告者	題 目
No.5 13：30-14：00	竹中 祐二	再犯問題を「知る」ことは協力につながるのか—犯罪トレンド認知と再犯防止への協力意向の関係—
No.6 14：00-14：30	藤森 一浩	触法精神障害者と保安処分の歴史に関する一考察
No.7 14：30-15：00	齋藤 知子	児童虐待対応に関する他国の状況と人材育成について
No.8 15：00-15：30	石田 咲子	満期釈放者の「息の長い」支援の実現に向けた仕組みの検討

【午後の部②】8 月 30 日（日）13：30～15：00

<9B22 教室>

予定時間	報告者	題 目
No.9 13：30-14：00	山田 美香	台湾の少年輔導委員会
No.10 14：00-14：30	武田 明恵	少年院入院者の受けた児童虐待と児童の保護の把握困難性—生活環境調整記録の分析を通して—
No.11 14：30-15：00	貞村 真宏	制度的空白のもとでの福祉的支援情報と量刑判断：判決文 90 件の相関分析とビネット実験による統合的検討

自由研究発表 No. I

子ども期に虐待的経験をもつ当事者の「サバイバー／被害者」 という語をめぐる経験：現象学的質的研究による検討

発表者：真田 悠生（大阪大学大学院法学研究科）

キーワード：子ども虐待、サバイバー

1. 背景

子ども期の虐待的経験を有する当事者を「被害者」や「サバイバー」と表現することがある。先行研究では、DV 被害女性にとって「被害者」は自己責任感を軽減する一方で無力感を強化し、「サバイバー」はエンパワメントをもたらす一方で、強い存在であることへの圧力も伴うことが指摘されている（Dunn,2004）。しかし、日本における子ども虐待領域では、これらの語が当事者にとりどのような意味をもつかについて十分な検討はなされていない。

2. 目的

本研究は、子ども期に虐待的・逆境的経験を有する当事者が、「サバイバー」あるいは「被害者」という語を手がかりに、現在の自己をどのように表現し、経験しているのかを明らかにすることを目的とした。

3. 方法

子ども期に虐待的・逆境的経験を有する当事者 10 名を対象に半構造化インタビューを実施し、村上（2025）の現象学的質的研究法を用いて分析した。研究実施時、所属機関には倫理審査委員会が存在しなかったため、大阪大学倫理規定および日本司法福祉学会研究倫理指針に準拠した。研究趣旨を説明しインフォームド・コンセントを取得した上で調査を実施した。逐語録は匿名化し、本人による確認・修正を経て了承を得たものを分析対象とした。さらに分析結果を参加者へフィードバックし、解釈への意見や修正を求め、一方的な経験の篡奪を避けるよう努めた。

4. 結果

「被害者」は無力感や否定的自己像と結びつく一方、「サバイバー」は自己肯定感や現在に至る努力を支える側面がみられ、先行研究と概ね一致する。しかし同時に、自己を一貫した「物語」として語ることへの抵抗や、他者の「サバイバー像」との葛藤も語られた。

5. 考察

「被害者」や「サバイバー」という語は、当事者の現在の在り方を支える一方で、連続的かつ複雑な経験を単一の物語へ回収する危険性を有することが示唆された。また、「サバイバー」への社会的期待の一側面も明らかになった。そのため、適切な呼称を模索するだけでなく、こうしたラベルを受容しない在り方を実践および制度の双方において認識していく必要があると考えられる。

発達障害を有する累犯者に対する 医療・福祉・司法連携による実践的研究

発表者：西角 純志（専修大学）

キーワード：発達障害、再犯防止、多職種連携

1. 背景

発達障害を有する累犯者では、障害特性に加え、生活基盤の脆弱さや社会的孤立が再犯の背景となることが多い。しかし、矯正施設内での処遇と地域生活支援との連続性は十分とはいえず、出所後に医療・福祉との接続が途絶えることで再犯を繰り返す事例も少なくない。

2. 目的

自閉スペクトラム障害（ASD）を有し、窃盗や住居侵入等を繰り返してきた累犯者に対する更生支援実践を通して、再犯防止に有効な医療・福祉・司法の連携の在り方を検討することを目的とした。

3. 方法

対象は、ASD および性嗜好障害と診断された 30 代男性である。本人、家族、弁護士への聞き取り、診療録や支援記録の分析を行うケーススタディを実施した。さらに、医療機関、行政、福祉事業所、グループホーム等との連携を通じて、更生支援の実践過程を分析した。

4. 結果

対象者は幼少期から不安定な家庭環境の中で育ち、複数回の服役歴を有していた。矯正施設での性犯罪プログラムには一定の効果が認められた一方、窃盗に対する専門的介入は十分ではなかった。出所後は医療・福祉との接続が継続せず、生活困窮や社会的孤立から半年以内に再犯へ至る経過を繰り返していた。これらの背景には、障害特性に加え、生活基盤の未整備と地域支援の連続性の欠如が大きく影響していた。

5. 考察

発達障害を有する累犯者の再犯防止には、出所直後から医療・福祉・司法が連携した切れ目のない伴走型支援が不可欠である。継続的な医療的支援に加え、グループホーム等による「生活の場」と「居場所」の確保、経済的安定及び多職種による継続支援を一体的に提供することが、社会的孤立を防ぎ、地域社会への定着と社会的包摂の実現に寄与することが示唆された。

6. 倫理的配慮

個人が特定されないよう氏名・地名等を匿名化するとともに、研究目的の範囲内で情報を利用した。支援対象者の権利擁護とプライバシー保護に十分配慮し、支援実践に不利益が生じないように留意した。

高齢者の自動車事故と予防に関する調査研究 —教習所への調査にもとづいて—

発表者：古川 隆司（追手門学院大学）

キーワード：高齢ドライバー、実態調査、生活課題

1. 背景 高齢者の運転する交通事故が相次いでおり、社会問題となっている。65 歳以上のドライバー（以下高齢ドライバー）による交通事故は増加傾向が続く。度重なる法改正による対策だけでなく、高齢ドライバーが事故加害者になりさまざまな行政罰・民事上の負担を担う身近な司法福祉の課題のはずだが、セミナー・論文等は管見の限り乏しい。

2. 目的 本報告は「超高齢化する車社会における移動のあり方に関する調査研究」の一部として、高齢ドライバーの実態把握と事故に伴う法的リスクおよび生活課題と社会的支援に関する司法福祉の課題を検討することを目的とする。

3. 方法 本研究に先立ち実施した自動車教習所を対象とした高齢者講習に関する質問紙調査・インタビュー調査の結果に基づいて実証的な実態把握をおこない、その分析と、司法及び福祉上の課題を考察する。なお倫理的配慮を含む倫理的手続は、勤務先の研究倫理審査を経て学会研究倫理指針に基づき調査実施した。

4. 結果

①7 府県の自動車教習所を対象に、郵送法で質問紙調査を実施（有効回答 71.7%）、統計処理をふまえ分析し定量的データを得た。②このうち協力の同意を得た先へ半構造的インタビュー調査を実施し、KJ 法による分析を踏まえ定性的データを得た（本報告では①から）。③高齢者講習の受講における当事者及び家族の状況等を尋ねた。主な回答からは認知症の影響を窺わせる行動が受付時・受講時に多くみられ、運転免許の更新に対する否定的な回答が多かった。反面、運転の継続・代行・付添などには肯定・否定いずれの回答もみられた。

5. 考察 高齢者の買い物や通院など社会参加に必要な交通手段を確保する必要性は主張されているが、これまで高齢者の立場からリスクが検討されてこなかった。本報告で扱った調査結果からは、自動車運転をせざるを得ない高齢者と家族を取り巻くジレンマとリスクの一端を把握できる。たとえば「法規制の強化」と「免許返納を促す公共交通の整備」は運転に伴う事故リスクへの対処が必要だと示唆する。これを司法・福祉両面から具体的意味づけ（例、事故加害者になった場合の金銭的負担などの影響）を通した現実的な対処を構想することが可能ではないか。高齢ドライバーによる事故を減らすために、司法と福祉双方の実践活動が寄与する可能性を実務・研究双方が認識するべきだと考える。

医療観察制度における被害者等でもある

対象者家族への対応に関する一考察

—保護観察所の社会復帰調整官を対象としたインタビュー調査の質的分析から—

発表者：中村 秀郷（西南学院大学人間科学部）

キーワード：医療観察，社会復帰調整官，被害者等でもある対象者家族

1. 背景

医療観察対象事件では家族・親族（以下、家族）が被害者となるケースが半数近くを占め、事件後も対象者と同居する事例が少ない。家族は対象者の支援者・保護者であると同時に、被害者等としての側面を有しており、社会復帰調整官には慎重な配慮が求められる。

2. 目的

本研究の目的は、社会復帰調整官へのインタビュー調査を通して、医療観察制度における被害者等でもある対象者家族への関わりの実態と実践上の工夫を明らかにすることである。

3. 方法

2025(令和 7)年 5 月から 12 月にかけて全国の社会復帰調整官 5 名（元職含む）を対象に半構造化面接を実施し、質的記述的分析法を参考に分析した。面接では、家族への関わりの現状、配慮事項、実践上の工夫、困難感や課題等について自由な語りを求めた。本研究は西南学院大学「人を対象とする研究」倫理審査委員会の承認（承認番号 2024-06-01）を得た。

4. 結果

分析の結果、14 個の文脈単位、7 つのサブカテゴリー、4 つのカテゴリーが生成された。第 1 に＜生活環境の調査における家族への配慮＞では、初期接触における傾聴と無理のない聴取、制度理解への丁寧な対応、訪問・来庁における配慮、手紙送付における慎重な対応が確認された。第 2 に＜生活環境の調整における家族への配慮＞では、怒り・拒否・不安な感情への傾聴、家族意思の整理、家族状況の把握、社会資源の調整が行われていた。第 3 に＜精神保健観察における家族への配慮＞では、連絡体制の確認、情報共有と対応の確認、不安の緩和、現実的見通しの提示が重視されていた。第 4 に＜被害者対応の現状＞では、制度的限界と対応負担、対象者処遇の板挟みと二次被害防止の葛藤が示された。

5. 考察

社会復帰調整官の家族への関わりは、調査段階における二次被害防止と信頼形成、調整段階における感情・意思の整理と負担の分散、観察段階における不安と共存し得る支援構造の維持という段階的实践として理解できる。家族は単なる支援協力者ではなく、被害者でもある両義的立場の当事者として捉える必要がある。一方で、被害者対応の制度的基盤は十分とはいえず、社会復帰調整官個人の裁量と負担に依存している側面がある。今後は、被害を受けた家族の生活安定や負担軽減に焦点を当てる支援主体の確保と、多機関連携における役割分担・運用指針の具体化が求められる。

*本研究は、公益財団法人ユニバール財団の助成(24-02-221)の研究成果の一部である。

再犯問題を「知る」ことは協力につながるのか —犯罪トレンド認知と再犯防止への協力意向の関係—

発表者：竹中 祐二（摂南大学）

キーワード：更生保護・再犯防止・犯罪トレンド認知

1. 背景

日本の更生保護は伝統的に、「保護司」をはじめとする民間の協力を得て成果を収めてきた。2016 年制定の「再犯防止推進法」は、市民参加の重要性をさらに高める契機となったが、一方でその「逆機能」にも目を向ける必要があるだろう。対象者への無理解や無関心が社会的排除を強固にする一方で、理解や関心の在り様によっては、それがかえって排除を正当化するロジックへと転じ得るためである。

2. 目的

上記の問題意識から、本研究では、再犯問題を社会の課題として「知ること」が持つ二面性に焦点を当て、実証的な検討を試みた。

3. 方法

本研究では、犯罪リスク認知を統制変数、犯罪トレンド認知を独立変数、再犯防止への協力意向を従属変数とする分析を行った。具体的には、2022 年に実施したオンライン調査データを使用し、探索的因子分析によるトレンド認知の次元性の検証後、階層的重回帰分析を実施した。なお、調査は北陸学院大学及び北陸学院短期大学部研究倫理審査委員会での審議に基づく承認を受けて実施されており（受付番号：2021-15）、画面上での提示によって、調査対象者の不利益が発生するのを回避するといった説明を行い、調査同意を得ている。

4. 結果

分析の結果、再犯に対するトレンド認知は、犯罪一般や少年非行とは区別される独立した因子として抽出されたが、トレンド認知と協力意向の間に有意な関連は確認されなかった。

5. 考察

分析結果からは、犯罪情勢を「知る」という認知的認識が、直接的に「協力」という能動的意向をもたらすものではないという、認知と協力の構造的「切断」の可能性が示唆される。そのため、再犯者数の増加といった単純な事実提供型の啓発のみならず、例えば、対象者への偏見を払拭する「受容形成」に軸足を置いた広報戦略への転換が今後は必要であろう。

触法精神障害者と保安処分の歴史に関する一考察

発表者：藤森 一浩（中部学院大学・日本福祉大学）

キーワード：触法精神障害者、保安処分、医療観察法

1. 背景

現在の我が国には、典型的な「保安処分法」は存在しない。戦後の刑法改正作業で、保安処分新設案が出されたが、戦前の治安維持法やナチスの予防拘禁との類似性から強い反対があり、条文化されなかった。現在我が国では、賛否あるものの、医療観察法が保安処分的制度であると論じられている。

2. 目的

主に、医療観察法成立以前の触法精神障害者の保安処分の歴史について述べると共に、そこで問題とされたこと、また海外、特にイタリアの保安処分の歴史について明らかにすることを研究目的とする。

3. 方法

国立国会図書館や CiNii 等のインターネット媒体、さらに「ジュリスト」「法律時報」「法と民主主義」「法律のひろば」「刑法雑誌」「更生保護」「犯罪学雑誌」「犯罪白書」「精神医療」などの雑誌や資料等、様々な文献データを収集し、分析を行うことを研究方法とする。なお、倫理的配慮については個別の人物等について述べていないので、十分配慮している。

4. 結果と考察

我が国では、医療観察法成立以前には、触法精神障害者に対する専門の治療がなく、地域処遇のなかった状況においては、措置入院等の精神科病院における処遇を通じて、再犯防止に対応せざるを得なかった。問題なのは、退院後のアフターケアであり、従来の保安処分論は再犯防止論ではなく、人権侵害論であって、保安処分では再犯は防げないことが論じられた。

次に、海外の保安処分の歴史についてだが、イタリアでは、1978年に成立したバザーリア法によって、精神科病院が廃止、その後、精神障害がある人を地域で支える創意工夫がなされた歴史がある。1999年には、イタリア全土で精神科病院がなくなった。つまりイタリアでは、精神障害者に対する理解があることが分かる。残念ながら我が国では、精神障害者の管理と隔離の思想が現在も脈々と受け継がれていると思われる。精神科病院を廃止したイタリアだが、注目すべきはトリエステでの取り組みであったと思う。

我が国も、イタリアのようになることを期待するところである。

児童虐待対応に関する他国の状況と人材育成について

発表者：齋藤 知子（帝京平成大学）

キーワード：児童虐待、他国の状況、専門職人材育成

1. 背景

本研究は、科研費（基盤研究C：23K02692「児童虐待専門職のオンラインを用いた育成プログラムの開発」令和5～8年度）の一環として、我が国における児童虐待の減少と適切な対応の実現を目的としていることを背景とする。児童虐待死亡事例の裁判記録等を分析して虐待対応の課題と要因を明らかにし、その知見を用いた裁判事例研究会を通じて、児童虐待にかかわる専門職の数と質の向上を図る教育プログラムの構築を進めている。

2. 目的

本研究の目的は、児童虐待へのより適切な対応を実現するために、諸外国における関係機関の役割や連携の在り方、人材育成の実態を明らかにし、その比較検討を通じて日本における児童虐待対応体制および人材育成のあり方を検討することである。

2. 方法

本研究では、国際学会でポスター発表で参加した4か国（アメリカ・ネバダ州、イタリア、ルーマニア、ギリシャ）を調査対象とした。各国の公的機関および民間団体等を大使館に紹介依頼し、公認通訳等の協力を得て半構造化インタビューを実施した。調査内容は、児童虐待の状況、対応方法、関係専門職の育成方法、機関の役割と活動内容、児童虐待に関する課題の5項目について、各機関あたり約二時間の聞き取りを行い、質的に分析した。

4. 結果

本研究は継続中であり中間報告であるが、4か国調査から家族観や難民受け入れなど各国固有の課題が明らかとなった。イタリアでは近年の法整備により虐待と判断された場合は、迅速な親子分離が行われ、2023年9月時点で児童虐待死亡事例は、前年度、今年度ともに年間3件程度と報告された。またイタリアとギリシャでは、公的機関に加え民間機関が地域での保護や親支援、専門職育成を担っていた。

5. 考察

本研究の調査から、諸外国の実態は、日本の児童相談所を中心とした公的機関主導型の体制とは異なり、公的機関が枠組みや司法的関与を担い、子どもの保護や親のトレーニングは民間機関が実施し、専門職育成も担っていた。家庭支援と親子分離のバランス、公的機関と民間機関の役割分担のあり方を、日本の制度と比較し再検討する必要性を示唆した。

満期釈放者の「息の長い」支援の実現に向けた仕組みの検討

発表者：石田 咲子（関西福祉大学）

キーワード：「息の長い」支援、満期釈放者、主体性

1. 背景

近年、わが国では、満期釈放者の再犯が喫緊の課題となっている。政策や立法において、満期釈放者対策や「息の長い」支援が進められているが、その検討が十分になされているとは言い難い。

2. 目的

本報告では、2022年に成立した改正更生保護法を踏まえ、満期釈放者に対する手立てである更生緊急保護制度を中心に、矯正段階から保護段階へ、また保護段階からその後の地域の段階へ、いかにシームレスにつながることができるのかという点に着目する。具体的には、満期釈放者の「息の長い」支援の実現に向けた適正かつ有効で、シームレスな仕組みをどのように構築していくべきか、検討する。

3. 方法

主に文献研究による。そのため、本研究は倫理審査の対象ではないが、本学会の研究倫理指針に基づき実施した。また、わが国と同様に再犯の課題を抱えており、再犯防止に向けて様々な政策が行われているオランダとの比較研究も行う。

4. 結果・考察

本抄録においては、下記の通り、分析する際の論点を提示するに留め、詳しい結果及び考察は、当日報告を行うものとする。

「息の長い」支援のためには、できるだけ早期の段階でシームレスに制度や支援につながることが重要である。すなわち、いかに矯正（刑務所収容中）の早い段階で働きかけ、つなげることができるのか、ということである。また、いくら「息の長い」支援の体制が整えられたとしても、実際に制度や支援につながり、処遇・支援が行われるためには社会復帰への本人の主体性が必要である。以上から、政策や立法で想定されている制度や仕組みが適正性かつ有効性のあるものになるためには、早期のつながり、かつ本人の主体性が必要である。

そこで、満期釈放（予定）者がどのように主体的に処遇・支援に関与することができるのかその可能性と、処遇・支援において国はどこまで満期釈放（予定）者に働きかけることができるのかその限界を考察する。その際、犯罪者処遇の中で主体性がどのように位置づけられてきたのか、法的観点からも考察する。

台湾の少年輔導委員会

発表者：山田 美香 （名古屋市立大学）

キーワード：少年輔導委員会、非行初期支援、少年事件処理法

1. 背景

本報告は、非行初期段階の支援についての研究の一環である。少年事件処理法改正（2021 年公布、2023 年施行）によって、警察ではなく少年輔導委員会が、リスクが高い少年に輔導・支援することになった。先行研究には、陳慈幸(2024)「少輔會處理曝險少年行政輔導先行之問題與未來展望－以日本兒童相談所為借鏡」（青少年犯罪防治研究期刊）などがある。

2. 目的

報告者は、2022 年第 22 回大会（2022 年東京大会）自由研究発表で「中国・香港・マカオ・台湾の司法福祉制度」というテーマで、台湾の少年事件処理法改正と少年輔導委員会について紹介している。その時点で少年輔導委員会に関するさまざまな議論があった。本発表では、現在の少年輔導委員会について紹介したい。

3. 方法

主に各少年輔導委員会（輔導はガイダンスのことである）のサイトや先行研究などをまとめ整理するものである。資料に基づく研究であるが、研究倫理に関わり配慮する。

4. 結果

各自治体の少年輔導委員会のサイトを調べたが、それぞれ、Facebook、Instagram、Youtube などで少年輔導委員会や犯罪動向の情報を積極的に発信していた。台北市少年輔導委員会委員には少年代表がいるほか、男女の片方の性別が 3 分の 1 以下になってはならないという規定がある。桃園市では、市・教育局人材支援・社会セーフティーネットワーク強化の予算で少年輔導委員（実際に少年を輔導する委員）を募集していた。各少年輔導委員会にはそれぞれの自治体の状況を踏まえて、特徴（組織、活動）がある。

5. 考察

少年輔導委員会について、議員や関係者が課題や提言を述べているが、法規にもとづき、どの少年輔導委員会もルールの上で運営されている。多くの課題があると言われるが、少年輔導委員会が非行初期段階の少年支援をすることは、少年の利益になると考えられる。

少年院入院者の受けた児童虐待と児童の保護の把握困難性 —生活環境調整記録の分析を通して—

発表者：武田 明恵（横浜保護観察所）

キーワード：児童虐待被害、非行、クロスオーバーユース

1. 背景

国際的に、児童虐待被害と非行が重なる少年は、高リスクかつ脆弱なカテゴリーである「クロスオーバーユース」として類型化されている（OJJDP 2021）。我が国においては、少年院入院者の約半数に被虐待経験が認められるが、こうした少年の両制度関与に関する情報が、どのように把握されているのかについては、十分明らかにされていない。

2. 目的と方法

本研究は、保護観察所に保管された生活環境調整記録（以下記録）における児童虐待と児童の保護の把握・記述の現状を明らかにすることを目的とする。

方法は、まず記録から、児童虐待と児童福祉制度の関与（以下児福関与）に関する記述を抽出した。次に児童虐待の種別や児福関与の形態の特徴と、記述形式を整理した。最後に明確に把握可能であった制度関与を Herz(2019)の整理との対応から検討した。

本研究は、保護観察所長の許可を得て、個人が特定されないよう匿名化を行い、記録の内容を研究目的の範囲内でのみ使用する形で資料提供を受けたうえで、日本司法福祉学会の研究倫理指針および研究ガイドラインを遵守して実施した。意見に渡る部分は報告者の私見である。

3. 結果と考察

まず、児童虐待は、複数の類型が併存する形で記述される傾向が認められた。児福関与は、通告、一時保護、施設利用等の複数の関与形態の記述が確認された。また、同一少年についての複数関与や、一時保護から施設利用へ移行するものなど、反復的・移行的な関与形態の記述が認められた。一方、記述形式は一様でなかった。児童虐待については不明確な記述、家族情報が欠如した記述、後続の記録で再整理される記述等が認められた。

明確に把握可能であった制度関与は、「両制度関与（同時）」、「少年司法制度関与のみ（以下少年司法のみ）」であった。他方、制度上の契機、関与開始及び終結要件が明示されにくく、制度関与の推移を時間軸に沿って区分すること自体に制約があった。

以上から、少年院入院者の受けた児童虐待と児童の保護にみられる多重反復性と、不明瞭性や判断過程の不可視性を伴う記録構造が重なり合うことで、把握困難性が生じている可能性が示唆された。現状の少年司法領域におけるアセスメントでは、児童虐待と児童の保護の把握困難性、十分な児童の保護を受けていない少年の存在に留意する必要がある。

制度的空白のもとでの福祉的支援情報と量刑判断： 判決文 90 件の相関分析とビネット実験による統合的検討

発表者：貞村真宏（大阪大学大学院人間科学研究科）

キーワード：量刑判断・福祉的支援・累犯高齢者

1. 背景

日本の刑事司法は、量刑前調査（Pre-Sentence Investigation：PSI）報告書制度を法定の手続としては備えておらず、被告人の福祉的支援に関する情報の量刑への反映は弁護人の情状立証に依存している。入口支援等の取組は広がりつつあるが、量刑段階で支援情報を体系的に扱う制度的基盤は弱い。累犯高齢者は生活基盤の脆弱性を抱えることが多く、更生保護施設への入所や公的機関の関与など福祉専門職が担う「構造的支援」と、家族による監督・見守りという「情緒的支援」とは性質を異にする。両者が量刑判断に及ぼす効果は、これまで実証的に区別されてこなかった。

2. 目的

本研究は、この両者の効果を、判決文の相関分析とビネット実験の二段階で検討する。観察データだけでは捉えにくい因果効果を、実験的な統制によって補うことを目指す。

3. 方法

判決文の分析では、65歳以上の被告人による窃盗事案90件（2017–2023年、Westlaw Japan）を対象に、大規模言語モデルで量刑関連情報を構造化抽出し（異なる2モデルの独立抽出によるモデル間Cohen's $\kappa=0.875$ 、人間2名と2モデルの4者Fleiss $\kappa=0.688$ で信頼性を確認）、求刑月数・前科歴を統制した多変量ロジスティック回帰により量刑効果を推定した。ビネット実験では、一般市民450名を対象に、万引き累犯事件のビネットで標準的な情状弁護条件と構造的支援呈示条件を比較し、更生可能性と帰属・怒りの媒介機序を検証する。

4. 結果

判決文の分析では、構造的支援は実刑のオッズを有意に低下させ（OR=0.043, 95%CI [0.001, 0.581], $p=.031$ ）、情緒的支援に有意な効果は認められなかった。質的分析でも、構造的支援が再犯リスク低減の文脈で言及される割合は37.5%であり、情緒的支援の7.5%と比して約5倍であった。裁判官は構造的支援を再犯防止の実効的手段として、情緒的支援を更生への期待や家族の絆として評価していた。ビネット実験の結果は発表当日に報告する。

5. 考察

判決文で見られた関連は、合理的評価仮説・シグナル仮説・リソース格差仮説のいずれとも整合的であり、観察からは弁別できない。ビネット実験は被告人特性を統制し、構造的支援の呈示それ自体の因果効果と、更生可能性信念（Redeemability）の媒介機序を司法福祉の文脈で検討する。ただし職業裁判官と市民とでは判断の枠組みが異なり、両者の対応づけは慎重を要する。司法福祉実践への含意として、更生保護施設・地域生活定着支援センターと刑事手続との接続、情状弁護における福祉的支援の具体的な提示、PSI報告書制度の意義の再考が挙げられる。

倫理的配慮

判決文の分析は公刊された判決文の二次分析であり、個人情報を含まないため追加の倫理審査を要しない。ビネット実験は大阪大学大学院人間科学研究科行動学系研究倫理委員会の承認（HB025-138）を得て、OSFに事前登録のうえ実施する。

ポスター発表 会場 B205

【在籍責任時間】 8月30日(日) 12:00~13:00

	報告者	題 目
No.1	岩本 華子	DV被害経験のある母親に対するペアレントプログラム CARE の実施 ー母と子どもの関係の再構築のための支援実践ー
No.2	山岡 あゆち	「本人のために」決めない少年院仮退院後支援 ー一般社団法人ららの実践ー
No.3	増井 香名子	カークパトリック研修評価に基づく Safe & Together モデル初期学習の効果 ：子どものいるDVケース実践に関する事後アンケートとインタビュー調査から

ポスター発表 No.1

DV 被害経験のある母親に対するペアレンティングプログラム CARE の実施ー母と子どもの関係の再構築のための支援実践ー

発表者：岩本 華子 （大阪公立大学）

増井 香名子（武庫川女子大学）

キーワード：DV 被害経験 ペアレンティングプログラム 母子関係再構築

1. 背景と目的

DV 加害者の行動は被害者と子どもに危害を及ぼすだけではなく、母子関係にもダメージを与える。春原（2011）は、母子関係を回復するための援助が必要であると述べている。

本報告では CARE-Japan 認定ファシリテーターである報告者らが、DV 被害経験のある母親を対象とした CARE（Child-Adult Relationship Enhancement）の実践を報告する。

2. 方法

CARE とは、子どもとよりよい関係を築く時に大切な養育のスキルを体験的に学ぶことができるペアレンティングプログラムである。子どもと肯定的であたたかい関係を築くスキルと効果的な指示の出し方を学び、おもちゃを用いたロールプレイを行う点に特徴がある。報告者らは 2024 年度より、加害者と別居後の DV 被害者に対し個別とグループの 2 つの形態で、1 コース 3 回のプログラムを実施している。

グループ CARE では、参加への不安軽減と意欲向上のために事前面接の場を設けた。CARE の説明とともに、子育ての具体的な困りごとを聞き、その内容を念頭におきプログラム当日のファシリテーションを行うようにしている。個別 CARE は母子生活支援施設の入所者に対し、訪問形式で実施している。その際、施設職員に受講者として同席参加を依頼し、知識と場を共有することで、母と職員との関係深化の機会としている。

3. 倫理的配慮

本報告は倫理審査の対象ではないが、本学会の研究倫理指針に基づき実施している。

4. 結果

2024～2025 年度において、グループ CARE には計 8 名の参加があった。個別 CARE は計 4 名（2 施設）に対して実施した。グループ・個別いずれも参加者との双方向のやりとりを重視し、プログラムの要素である「具体的にほめる」ことをしながら進行している。参加者からは、「子どもたちへの接し方を変えたことで、子どもたちの反応が明らかに変化した」「子どもと喧嘩する回数が激減した」「プログラムを受けて自分の子育てのやり方が定まって救われた」「講師から多くほめられ、私自身もケアされた」等の肯定的な感想が得られた。

5. 考察

DV 被害経験のある母親に対し、子どもへの具体的な関わりを教えるペアレンティングプログラムを提供することは、母子関係の回復や再構築に有効であることが示唆された。

「本人のために」決めない少年院仮退院後支援 —一般社団法人ららの実践—

発表者：山岡 あゆち（一般社団法人らら・立命館大学）

野口 晃菜（一般社団法人らら）

キーワード：少年院出院者、出口支援、自己決定

1. 背景と目的

少年院在院・出院者には、被虐待経験や ACE 等の逆境経験を有する者が少なくなく、出院後も家族関係、住まい、医療・福祉、就労・学習、地域での居場所をめぐる課題が重なりうる。

一般社団法人ららは「非行や犯罪につながる孤立や排除を減らす」ことをミッションとし、少年院在院時から訪問支援を行い、本人の希望を踏まえて医療、福祉サービス、若者居場所事業等の社会資源につなぎ、出院後に安心して地域で過ごすための環境を共につくることを目指している。本発表では、同法人の活動を、本人を権利の主体として尊重し、自己決定を支える伴走型の訪問・出口支援として整理する。

2. 方法

団体の活動概要や、本人の同意が得られた事例をもとに、①少年院への訪問支援、②出院後の相談・同行・資源調整、③若者との関係形成における実践上の配慮を整理する。事例について個人が特定される情報は掲載せず、匿名化・一部改変して提示する。

3. 結果

ららは、少年院への訪問支援を月2回実施し、本人が現在困っていること、出院後の生活、家族・友人との関係、キャリア、自分との付き合い方等を共に検討している。本人の希望に応じて、支援機関の事前訪問や面談を調整し、出院後には共に支援機関や行政機関に同行する。出院後には、保護観察所との連携のもと、相談支援事業所との連携、通院同行、緊急宿泊支援、食糧支援、生活保護申請等の役所同行、居住支援、交流活動、日常的な相談支援、家族面談等を実施している。なお、危機的状況下でも支援者が一方的に決めるのではなく、本人が状況を整理し、生活の選択肢を考え直すことを尊重した。

4. 考察

在院中からの継続的な関わりは、出院後の安心材料となりうる。また、利害関係の相対的に少ない第三者的關係は、若者が支援機関につながる上での不安や困りごとを伝えやすくする可能性がある。ららの実践の特徴は、支援者が「正しい」進路を先取りして決めるのではなく、本人が決めるための材料として関係性と情報を提供し、自己決定を尊重する点にある。支援の中でも制度利用の障壁を見られたことから、今後は、制度のはざまに住まい等の権利が保障されにくい構造への発信を進めることが課題である。

ポスター発表 No.3

カークパトリック研修評価に基づく Safe & Together モデル 初期学習の効果 ―子どものいるDVケース実践に関する 事後アンケートとインタビュー調査から

発表者：増井 香名子（ 武庫川女子大学 ）

岩本 華子 （ 大阪公立大学 ）

キーワード：Safe & Together モデル、DV と子ども虐待、研修評価

1. 背景・目的

子どものいる家庭における配偶者暴力（DV）は児童虐待と深く関連し、子どもと大人の被害者に深刻な危害をもたらす。しかし日本での支援・介入方法の検討は不十分であり、対応強化は喫緊の課題である。諸外国では子どものいるDVケースへの実践モデルとして Safe & Together モデル（以下、S&T モデル）が活用されている。

本報告は S&T モデルの e ラーニング入門編の受講による日本の実践者の学習効果について、カークパトリックの研修評価 4 段階モデル（以下、研修評価）の視点を用いて検証することを目的とする。

2. 方法

e ラーニング受講後アンケート回答者 90 名（児童相談所 68 名、配偶者暴力相談支援センター 22 名）と受講後約 4～6 ヶ月後のインタビュー調査対象者 30 名（児童相談所 15 名、配偶者暴力相談支援センター 15 名）のデータを分析対象とした。主な調査内容は、事後アンケートでは、受講後の S&T モデルの有用感や実践への適用意欲、インタビューでは、実践における知見の認識や活用状況である。

対象者には調査の趣旨、匿名性の確保等を説明し、同意を得た。本研究は日本福祉大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の承認を得て実施した。

3. 結果

研修評価のレベル 1（反応）は、アンケートから 98.9% が学びを実践に「とても役立つ」「役立つ」と回答し、94.4% がケースへの適用に強い意欲を示した。インタビュー調査からは、レベル 2（学習）は、認識の変化と知見の内在化、レベル 3（行動）は、実践転移の試みと支援行動の変化、レベル 4（成果）は、成果の兆しが語られた。加えて、導入における課題と継続した学びの希望も示された。

4. 考察

S&T モデルの初期学習によって日本の実践者が被害者を責める「守ることの失敗アプローチ」から「加害者パターンベースドアプローチ」へ認識を変化させ、支援行動にも変化がみられた。以上から日本の実践においても S&T モデルが有用であることが示唆された。